

令和7年度 第1回 袖ヶ浦市景観審議会

日 時 令和8年1月26日（月）
午後2時00分から
場 所 そでふれば（市民協働会議室）

次 第

- 1 開 会
- 2 都市建設部長あいさつ
- 3 委員紹介、職員紹介
- 4 景観審議会及び景観アドバイザーの所管事務等について【資料1】
- 5 会長・副会長の選出について
- 6 議 事
 - (1) 袖ヶ浦市の景観まちづくりについて（総論）【資料2】
 - (2) 景観計画の運用状況について（報告）【資料3】
 - (3) 景観まちづくり推進団体功労賞の授与について【資料4】
 - (4) その他
- 7 閉 会

令和7年度第1回袖ヶ浦市景観審議会

1 開催日時 令和8年1月26日 午後2時開会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所南庁舎2階そでふれば（市民協働会議室）

3 出席委員

会長	阿部 貴弘	委員	吉村 直美
副会長	田邊 学	委員	吉田 良美
委員	鈴木 敏延	委員	大野 清
委員	中川 栄二	委員	遠藤 久美子

4 出席職員

都市建設部長	佐野 裕達	都市計画課主査	室田 拓也
都市建設部次長 (都市計画課長事務取扱)	岡野 達也	都市計画課主査	中村 彰之
都市整備課副参事 (都市計画班長事務取扱)	菊地 国文		

5 欠席委員

委員	宇野 武夫	委員	在原 緑
----	-------	----	------

6 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	4人
傍聴人数	0人

7 議 題

- (1) 袖ヶ浦市の景観まちづくりについて（総論）
- (2) 景観計画の運用状況について（報告）
- (3) 景観まちづくり推進団体功労賞の授与について
- (4) その他

8 議 事

(事務局) 【開会】

(都市建設部長) 【挨拶】

(事務局) 【委員紹介】

(事務局) 【職員紹介】

(事務局) 【資料確認】

(事務局) 【資料1により、所管事務等の説明】

(事務局) 【(委員の互選により) 会長に阿部委員、副会長に田邊委員を選出】

(事務局) 【出席状況確認】

[10名中8名の出席、景観条例施行規則第31条第2項の規定により、定数の2分の1以上の出席のため、会は成立。]

(事務局) 袖ヶ浦市景観条例施行規則第31条第2項の規定に基づきまして、会長が本会の議長を務めることとなっておりますので、これより先は、阿部会長にお願いいたします。阿部会長、よろしく申し上げます。

(阿部会長) それでは、次第にしたがいまして、議事を進めさせていただきます。本日の議題は4件でございます。最初に議題1「袖ヶ浦市の景観まちづくりについて」事務局から説明をお願いします。

(事務局) 【資料2により袖ヶ浦市の景観まちづくりについて説明】

(阿部会長) 久しぶりの景観審議会ですが、代わられた委員の方もいらっしゃるから、景観計画の概要の説明がありました。計画に基づく取組状況などの詳しい説明は次の議題になりますが、ここまでの説明で何か聞いておきたいことはありますか。

(阿部会長) ご質問、ご意見等がないようですので、次の議題に移らせていただきます。議題2「景観計画の運用状況について」事務局から説明をお願いいたし

ます。

(事務局) 【資料3により景観計画の運用状況について説明】

(阿部会長) 説明が終わりましたが、ご質問等がありましたら発言をお願いします。

(吉田委員) 景観計画の運用が開始されてからある程度期間が経過したと説明がありましたが、新築時の届出を行った建築物のリフォームも、届出の対象となるのでしょうか。

(事務局) 外観の変更を伴うリフォームであれば届出の対象となります。

(吉田委員) それを建築物等の所有者は認識されていますか。

(事務局) 所有者の方への周知を強化する必要があると考えており、今後取組んでまいります。

(吉田委員) その点について、周知徹底は必要だと思いますのでよろしくをお願いします。
また、敷地内の樹木につきましては、家族形成が変わってきますと樹木を撤去して駐車スペースを確保したいなどの考えがでてくるかと思いません。リフォームだから構わないと思われてしまう可能性があるため、緑化の規定につきましても周知は必要であると考えます。

(事務局) 資料3の7ページに景観形成推進地区である袖ヶ浦駅海側地区の平成29年度から令和6年度までの届出件数の推移がございます。ご覧の通り袖ヶ浦駅海側地区の運用が開始されて以降、建築物が非常に多く立ち並んできました。また、新築から10年から15年程度での外壁塗り替えをハウスメーカーが推奨していますが、新築時の届出をハウスメーカーが代行することが多いため、現在お住まいの方々が景観に関する規定をどこまで認識されているかというのは非常に懸念されるところでございます。そのため、こちらの地区については景観形成推進地区に指定がなされており、このような色彩の基準があること、また、新築のみならず外観の変更であっても届出が必要であることをご承知いただき外壁の塗り替えなどを行っていただきたいと考えております。
また、外構につきましては、本地域はオープン外構としており、共通の目的を持って植栽されているところもあろうかと思っておりますので、そういったことの重要性をご説明し、継続的に行っていただけるよう進めてま

います。今後の課題になりますが、それをどのように周知するかというところも含め、こちらの審議会等でもご相談させていただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

(中川委員) 景観形成推進地区の建築物における届出の必要な規模として10平米以上となっておりますので、建築確認が必要な建築物と規模要件が同じになります。そこで、景観法における届出のフローを確認させていただきたいのですが、確認申請と併せて景観法における届出を提出するのでしょうか、また、それを知らない人はどうすればよいのでしょうか。

(事務局) 事務の流れとしましては工事着手の30日前までに届出をしていただき、審査のうえ、問題がなければ適合通知書を交付するものになります。

(中川委員) 確認申請にも工事着手日の記載がありますが、建築確認が下りた際にご連絡をするものでしょうか。その情報が入るのが土木事務所から概要書が送られてからでは恐らく遅いのではないかと考えますが、景観法の規定による届出はどういった周知をされていますか。着手してからの届出でもよいのでしょうか。

(事務局) 新築される場合は、例えば、建築するうえで関係法令を事業者の方が確認されて必要な手続きを取られますが、同様に景観法においても、事業者の方が、ここは景観計画におけるどのような地区であるかなどを確認されたうえで着工の前に届出していただくというものになります。

(阿部会長) 少し整理しますと、景観計画の区域とは別に景観地区というまた別の枠組みもありますが、景観地区の場合は景観地区の認定が下りないと建築確認は下りないものになりますが、袖ヶ浦市で進めている景観計画の枠組みは建築確認とは連動しておりませんので、建築物や工作物の工事の着手の30日前までに届けばいいというものになります。ただ、30日前に届出されてもそこから変更するのは困難であるため、事前協議を行い、着実に整えてから届出を行っていただく、そのような仕組みになります。

(阿部会長) 他にご質問はありますか。

(田邊副会長) 今回、特に色については詳細な報告をしていただいておりますが、10ページにY8/1の写真がありますが、より細かく見ていきますと、Yのなかにも0Yから10Yまでの数値がありまして、この写真は1Yから2.

5 Y程になります。これが10 Yになりますとかなり緑に近づいた色になります。明度や彩度に数字があるのと同様に、色相にも数字があります。届出では省略されているのかもしれませんが、だいぶ色が変わってきますので、こういった資料においては出来れば省略せずに示していただければと思います。

他には、6 ページにY R 8/2 の写真がありますが、これは7. 5 Y R 8/2 程かと思いますが、これが0 Y R 8/2 になりますとピンクになります。同じY R系でも違う結果になりますので、届出の基準としてはそこまで設定しなくともいいかもしれませんが、届出書自体は細かく受付して、例えば、0 Y Rでピンクになるようであれば、もう少し黄を入れて薄めの色合いになるようにしてください、というような協議ができるようになると、今より1 ランクアップした運用ができると思います。

(事務局) ご助言ありがとうございます。今後、色相の数値にも注視して届出を確認してまいります。

(田邊副会長) 袖ヶ浦市は当初の景観計画をコンサルタントに委託せずに、職員の方々の力で自らやられていて素晴らしいと思いますが、その反面、若干技術的に弱いと感じるところもありますので、景観審議会や景観アドバイザーの力を大いに使うことにより、よりよい景観計画にしていくことを心がけていただければと考えます。

(阿部会長) 他にご質問ありますか。
他になれば、事務局がここ数年の景観計画の運用の中で困っていることなどありますか。

(事務局) 事前協議において、一般地区の明度が基準範囲を超える事例が見られます。その場合、明度の調整をお願いしているのですが、もう少し暗めの色が使用出来たらなという要望が、事業者の方から比較的多く寄せられており気になっているところです。

(阿部会長) 具体的に言いますと、資料3の6 ページにN 5 の写真がありますが、これよりも暗い色を使いたいという相談になりますか。

(事務局) そうです。ただ、写真は明度5相当の暗さの参考という意味で掲載しておりまして、Nに限らず、例えばY Rの明度4が使いたいなど、他の色相においても明度5未満の色を使用できないかという相談があります。

(阿部会長) 暗い色は最近の流行なのでしょうか。

(田邊副会長) 流行というのもありますし、例えば、ハウスメーカーが手掛ける地域内の集合住宅などでは、黒めの色には高級感があり、お客さんが集まりやすいということはあると思います。

当初、この基準を拝見して少し厳しめであるという話をしましたが、これまでこの基準を運用してきた蓄積があるわけであり、この基準で問題ないと思っています。ただ、暗くした方がいい場合というのもありまして、そのいい場合についてどのようにいなしあげるか、例えば、景観アドバイザー制度を活用して、アドバイザーがこれならばいいというような判断をすれば、明度4を使えるようなルールづくりを検討してもよいでしょうし、現ルールの中で解決できるよう協議のテクニックを磨かれるのもよいと思います。

暗い色を許容するというのは、単に事業者さんの好みで暗い色が好きだとか、いつもダークグレーを使っているだとか、そのような話ではなく、例えば、樹木の近くに白ばかりだと樹木が引き立たず、その様な時には暗い色でもよいのではということです。長浦地区の里山のエリアでは、白よりも黒めの色でもいいのではなどという景観的な判断ができます。別の話になりますが、市役所の旧庁舎が明度5未満であり、庁舎が基準に適合しないことを危惧しておりましたが、新庁舎になり改善されたことはよかったと思います。

(阿部会長) 他に、ご質問・ご意見等がないようですので、次の議題に移らせていただきます。

議題3「景観まちづくり推進団体への功労賞の授与について」事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 【資料4により景観まちづくり推進団体への功労賞の授与について説明】

(阿部会長) これまで、ご活躍された景観まちづくり推進団体に対して賞を授与してきましたが、直近で景観まちづくり推進団体に登録された花咲か委員会に対して功労賞を授与してはどうかという説明がありました。それに関してご意見等ありますか。

(田邊副会長) 賞を差し上げることに異存はありませんが、これまでの受賞履歴を拝見すると大賞、まなび賞、はぐくみ賞、奨励賞など、開催する賞の内容や各団体の取組の内容に応じて賞の名前を変えていると思いますが、今回の功

労賞というのは、どのようなことを検証して、また、どのような取組みに対して授与することになりますか。

(事務局) 景観まちづくり推進団体は高齢化が進み、活動の停滞という課題も抱えています。本来、この賞は一貫した選定基準に基づいて運営されるべきですが、その目的は、これらの団体が末永く活動を続けられるよう励みとして設けさせていただいているところでございます。そのため、選考基準が年によって異なることもあり、選定条件にばらつきがあることは否めませんが、この賞を通じて、末永く景観まちづくりに参加し、貢献していただきたいという意図があります。そこで、今回は袖ヶ浦駅前の花壇整備や、PWとの連携といった活動を積極的にされていることから、功労賞という名称にしました。

花咲か委員会様は、新たに景観推進団体として認定され、精力的な活動をされています。この賞は、そのような活発な団体を軸に、市民への活動の波及を目指すものでもあります。

予算規模は大きくありませんが、この賞が、団体様の活動にとってささやかな励みとなればと思います。また、今後は、このようなキーパーソンを中心に、市民へと活動の輪を広げる方法を模索していきたいと考えています。

(田邊副会長) 私も先日初めて功労賞をいただいたところではありますが、個人的に感じるのは、功労賞というのは比較的長い時間関わってきた、言わばお年寄りに差し上げる賞かと思います。今回の場合ですと、普及して下さっていることを称えるような賞の名前の方が適当だと感じた次第ですが、何かしらの賞を授与することには全く異存ありません。

(阿部会長) 事務局としては、功労賞に拘りますか。例えば奨励賞などもありますが。

(事務局) いいえ、ご指摘に納得しているところです。

(田邊副会長) 大賞もある場合の奨励賞でありますと、奨励賞が下に見えてしまうかもしれませんが、今回のケースのような、現在進行形でかなり頑張っている方に授与するのであれば問題ないと考えます。

(事務局) 検討させていただきます。

(吉田委員) これは公募ですか、それとも事務局で判断したのですか。と、言いますのは、地元の保全会でも同じような取組みをしているので気になりま

した。

(事務局) 公募ではなく、事務局で選定させていただいたものです。

(阿部会長) 景観条例に基づいて景観まちづくり推進団体への登録が行われていますが、今回の建付けとしましては、それに登録してくださっている方々の中から、賞を差し上げているものだと認識しています。

(事務局) 会長がおっしゃられたとおり、景観まちづくり推進団体に認定された団体を対象としています。市内で同様の活動をしている団体がいらっしゃることは承知しておりますが、そういった団体の活動を私たちが実際に見させていただき、ぜひ景観まちづくり推進団体に加わっていただきたいと考えています。もし、そのような活動をしている方がいらっしゃいましたら、1人でも2人でも構いませんのでご紹介ください。

(阿部会長) 登録料などはありますか。

(事務局) 登録料はございません。
予算の範囲内でささやかな支援を行っていますが、今後は、限られた予算の中で、どのような支援ができるのか、また、一般の方々と推進団体を繋ぎ、コミュニティを広げていく活動を積極的に行う必要があると考えています。そのために、様々な方法を模索していく所存です。

(阿部会長) 地元で活動されている団体をぜひ顕彰してください。
私が別件で関わっている山野貝塚のボランティア団体も草刈りなどを行っておりますが、景観まちづくり推進団体ではありません。景観という観点からすると、きちんと草刈りをして貝塚を整えてくださっているのは、それも立派な景観まちづくりであると考えます。景観まちづくり推進団体への登録について、私からも話したいと思いますが、ぜひ事務局からも関連部署に積極的に話をしていただければと思います。

(吉村委員) 景観まちづくり推進団体に授与すると説明がありましたが、資料のまちづくり賞の受賞履歴を見ますと、景観まちづくり推進団体に認定される以前に受賞されているようですが、どういったことですか。

(事務局) 景観計画の運用開始後に「景観まちづくり推進団体」の登録が始まりました。一方、景観まちづくり賞はそれ以前の平成22年度から実施されています。このため、景観まちづくり賞の受賞団体の中には、もともと

景観形成に関わる活動をしていた団体を推進団体制度が始まってから登録したケースがあります。これが、制度と賞の開始時期にずれが生じている理由です。

(阿部会長) 他に、ご質問・ご意見等がないようですので、次の議題に移らせていただきます。
議題4「その他」ですが、事務局から何かありますか。

(事務局) 今後の景観行政に関する取組みについてですが、まず、阿部会長からは「リスタート」というお言葉を、田邊副会長からは計画の見直しの必要性などについてご助言をいただきました。また、委員の皆様からご意見を頂戴した本計画の周知についても、重要な課題と認識しました。これらを受けまして、事務局としても、改めて景観行政の取組みを進めてまいりたいと考えており、今後は、そのような取組みについて、景観審議会の皆様からのご助言を仰ぎながら進めてまいります。

(阿部会長) 説明が終わりましたが、ご質問等がありましたら発言をお願いします。

(阿部会長) ご質問がないようですので、議長より発言いたします。
まず、景観計画の運用開始から12年が経過し、その間に社会情勢も変化しているため、現計画の点検を行い、必要に応じて景観計画の修正や見直しを行う時期であると考えます。また、この間、建築物や工作物等が当初の所有者から変更がある可能性も考慮し、計画の再周知を図る必要性があります。

景観計画は静的な側面があるため、重点地区の指定と、市のまちづくりと連動させた重点地区の取組みを行うことや、公共施設についても景観を大きく変える可能性がありますので、デザインについて、景観重要公共施設に指定するなど、景観サイドからも関わる方法を模索するといった考えます。

他に、近年の課題として、ソーラーパネルや物流倉庫、高圧鉄塔の塗り替えによる景観への影響が挙げられます。普段気にならなかったものが塗り替えによって急に気になることもありますのでご注意くださいと思います。近隣市における課題についても情報収集を行い、問題発生前に対応できるよう先手を打つことが重要です。問題発生後では、改善までに長期間を要する可能性があります。社会状況やまちづくりの変化を

踏まえ、積極的に対応していくためのリスタートを切れたらいいと考えています。

本日の審議会が最初で最後とならないよう、次年度以降も同じメンバーで継続的に議論できることを期待しております。

(阿部会長) 本日予定しました議題は滞りなく、すべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

(事務局) 阿部会長、委員の皆様ありがとうございました。委員の皆様には、議事録調製にあたり発言内容の確認をいただき、その後、議事録の写しを事務局から送付させていただきますので、よろしく願いいたします。また、議事録につきましては市のホームページ等で公開いたしますことを申し添えます。

以上をもちまして、令和7年度第1回袖ヶ浦市景観審議会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

【閉会】

(午後3時24分閉会)

袖ヶ浦市の景観まちづくりについて（総論）

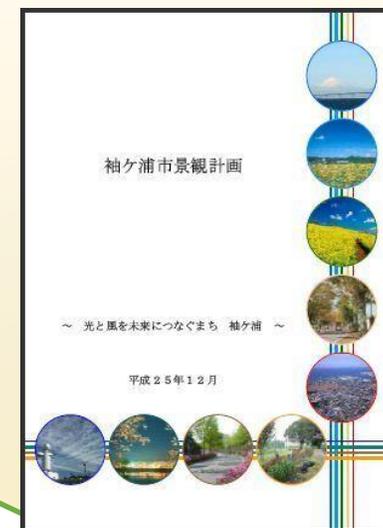
令和8年1月26日（月）

袖ヶ浦市都市計画課

景観まちづくりの主な取組経過について

2

年度	主な取組内容
平成21年度	袖ヶ浦市景観まちづくり基本計画策定
平成22年度	景観まちづくり賞開始
平成23年度	景観施策を進めるため、景観法による景観行政団体へ移行
平成26年度	袖ヶ浦市景観計画、袖ヶ浦市景観条例の運用開始 景観審議会、景観アドバイザーの設置
平成28年度	景観形成推進地区（袖ヶ浦駅海側地区）の指定（景観計画変更） 景観重要樹木の指定
平成30年度	色彩基準の見直し（景観計画変更）
令和2年度	景観重要公共施設の指定（景観計画変更）
令和3年度	景観形成推進地区（ブライトテラス地区）の指定（景観計画変更）



H26年度より
「景観計画運用開始」
⇒景観計画に基づいた
景観まちづくりの取組
の実施

表彰制度・まちづくり団体の支援・推進地区、樹木、公共施設の指定など…

景観計画に基づき、様々な景観まちづくりの取組を推進

景観計画について

袖ヶ浦市景観計画には

景観計画基本理念

「光と風を未来につなぐまち 袖ヶ浦」

景観計画区域

袖ヶ浦市全域

基本方針

- ①**育む**：1人ひとりの行動・取組みで育む景観づくり
- ②**守る**：歴史・自然により形成された景観の保全
- ③**創る**：市の特徴を活かした景観づくり
- ④**学ぶ**：景観まちづくりの学習



景観計画について

景観計画の項目

景観計画の項目	内 容
1. 景観計画策定について	現状と課題、策定目的などを定めている
2. 景観計画の区域	市内全域を景観計画の対象区域として定めている
3. 良好な景観の形成に関する方針	市全体及びエリアごとの基本方針を定めている
4. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	建築物、工作物等の届出対象や守るべき景観形成基準を定めている
5. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	景観上重要な建造物・樹木の指定方針、保全活用策を定めている
6. 屋外広告物に関する行為の制限に関する事項	屋外広告物の届出対象や守るべき景観形成基準を定めている
7. 景観重要公共施設に関する事項等の基準	景観上重要な公共施設の指定方針を定めている
8. 景観まちづくりの推進	景観形成推進地区や景観審議会、景観アドバイザー等に関する事項、景観まちづくりへの支援等について定めている
9. 届出等の手続きに関する事項	届出を行う際の流れなどを明記している

行為の制限に関する事項（建築物等の届出制度）

景観計画の「良好な景観の形成の方針」に基づいて、
周辺景観との調和や地域特性を活かした良好な景観形成に
資するように誘導していく。

1つの手段

**一定規模以上の建築物等については、届出の必要な行為とし、
景観形成基準に適合しているかチェックします。**

景観形成基準

- ① 形態意匠に関する事項（高さ、外壁・屋根の形態など）
- ② 敷地内に関する事項（建築物の配置、照明の色彩、緑化など）
- ③ 色彩基準（使える色の範囲の制限など）

届出制度の運用効果

▶ 形態意匠について

- ・ 周囲との調和や連続性が保たれる。
- ・ 外観も突出した色彩が使用できなくなり、周囲や背景の景観と調和したものとなります。



▶ 敷地内について

- ・ 照明なども過度な露出は制限されます。
- ・ 周辺に配慮した緑化が図られます。



景観重要樹木の指定

○景観重要樹木の指定方針

- ・ 地域を代表し、良好な景観形成のため重要となる樹木
- ・ 地域の自然、歴史を象徴する樹木
- ・ 地域に親しまれ、地域の景観づくりに寄与し、その保全が求められる樹木
※所有者には管理義務が生じる。

○指定されている景観重要樹木

①法光寺公園のタブノキ



②袖ヶ浦駅海側地区保全緑地のタブノキ



景観まちづくりの推進

・ 景観まちづくり推進団体の認定

景観まちづくりを自主的に行う市民団体を認定し、情報提供や技術的助言を行うほか、団体同士が交流し連携を図ることで景観まちづくりを推進します。



・ 景観に関する意識啓発・情報提供

景観への意識向上や情報提供を行うため、『景観まちだより』を全世帯向けに回覧

・ 表彰制度

地域の景観形成に貢献している市民や事業者等の表彰

景観重要公共施設の指定について

1. 景観重要公共施設とは

道路や都市公園等の公共施設は地域の景観を構成する重要な要素であることから、良好な景観の形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」として景観法に基づいて指定するものです。

指定により、

- ・ 整備に関する事項
- ・ 占用等の許可の基準

を景観計画に定めることができます。

2. 袖ヶ浦公園

地域のシンボルとして、景観形成に重要な役割を果たす公共施設等の指定要件の要素が高い袖ヶ浦公園を指定しています。

袖ヶ浦公園の自動販売機

指定前



指定後



【占用等の基準】

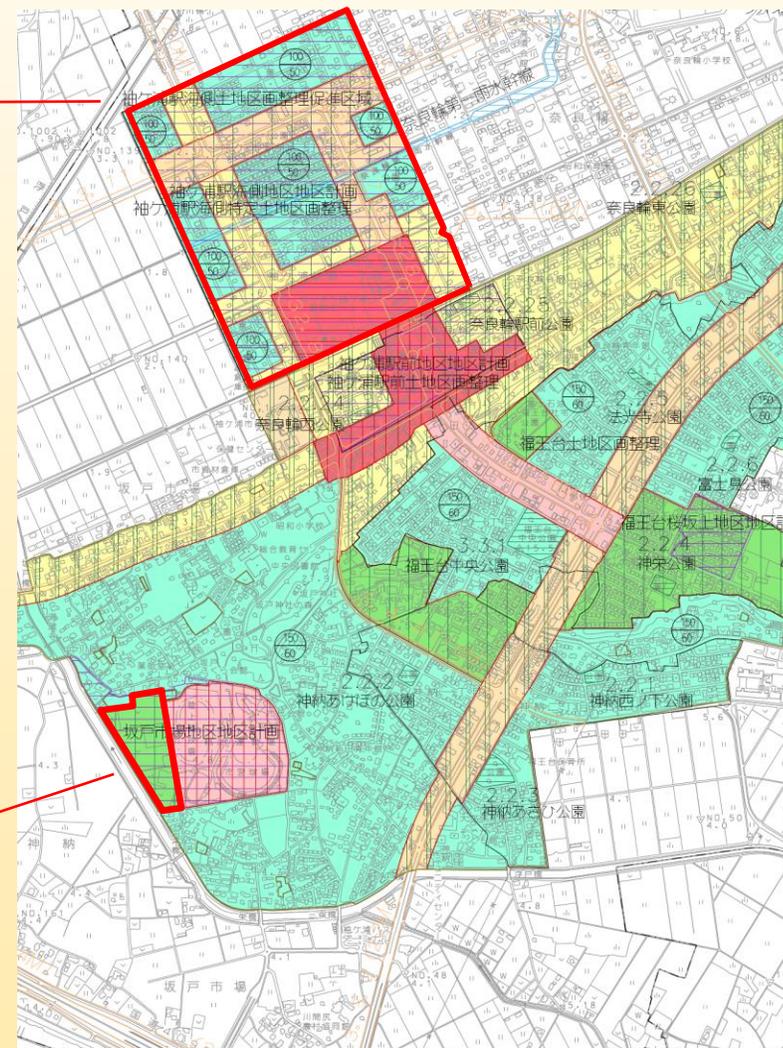
自動販売機を建築物の前に設置する場合は、建築物の外壁に類似した色彩にする。

景観形成推進地区について

袖ヶ浦駅海側地区

推進地区独自のルールが設定され、よりきめ細やかな景観づくりを推進することができます。
本市では袖ヶ浦駅海側地区と袖ヶ浦ブライトテラス地区（坂戸市場地区）の2地区を指定しています。

袖ヶ浦ブライトテラス地区
（坂戸市場地区）



袖ヶ浦市景観計画の運用状況について（報告）

令和8年1月26日（月）

袖ヶ浦市都市計画課

1 景観まちづくりの推進のための近年の取組状況

市民や事業者の景観まちづくり活動に対して支援を行うとともに、これらの主体的な取組みと連携を図ります。

① 景観まちづくり推進団体の認定・活動支援

令和6年3月14日に新たに「袖ヶ浦駅前花咲か委員会」を認定し、現在7団体が活動しています。



② 景観まち歩きの実施

令和5年10月には、袖ヶ浦市の魅力的な景観を再発見する取り組みとして、「親子でウォーキング！～袖ヶ浦市の景観スポットを知ろう～」を実施しました。



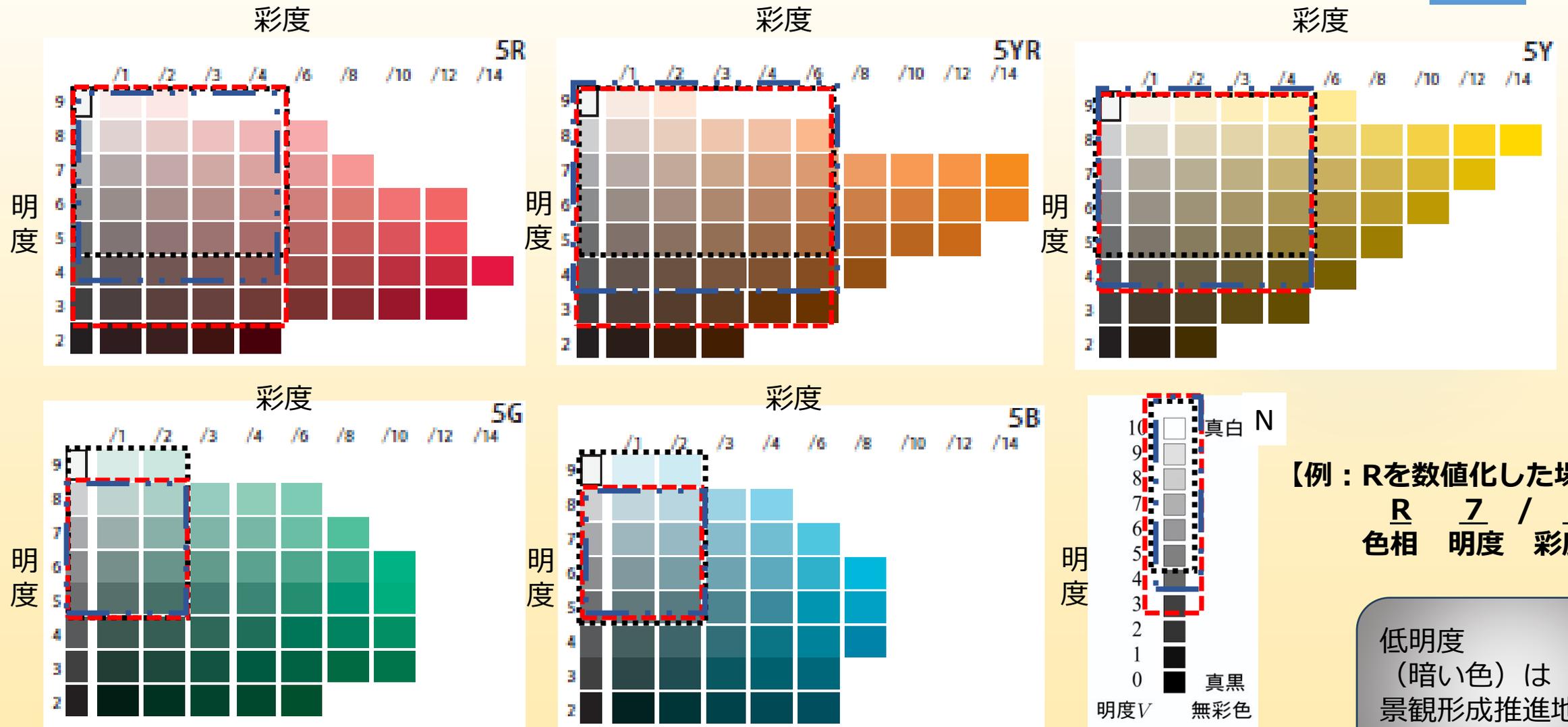
2 建築物等の届出状況

景観計画では、景観計画区域（市内全域）において届出を要する行為を定めています。

(1) 届出が必要な行為と規模一覧

届出の必要な行為	一般地区	景観形成推進地区
建築物の新築等	①高さ10mを超えるもの ② 建築面積1000m² を超えるもの	延べ面積10m² を超えるもの
工作物の新築等	①高さ15mを超える鉄柱、コンクリート柱及び鉄塔 ②高さ6mを超える煙突 ③高さ2mを超え、かつ、延長20mを超える擁壁	
開発行為	開発区域の面積が1,000m ² 以上のもの	
屋外広告物の設置等	禁止地域の道標・案内図版	県条例で許可を必要とするもの (総面積20m ² 以上の自家用広告物など)

(2) 代表的な色相における建築物の外壁の基準色の範囲



【例：Rを数値化した場合】

R 7 / 3
色相 明度 彩度

低明度
(暗い色)は
景観形成推進地区の
方が広く使用可。

一般地区

袖ヶ浦海側地区

ブライトテラス地区

(3) 届出件数の推移 (一般地区)

	届出総数	建築物	工作物	開発行為	屋外広告物
H 2 9 年度	23	4	1	18	0
H 3 0 年度	34	13	5	16	0
R 元 年度	32	13	4	15	0
R 2 年度	26	16	2	8	0
R 3 年度	29	5	4	18	2
R 4 年度	20	4	4	12	0
R 5 年度	30	7	6	16	1
R 6 年度	22	7	5	10	0

(4) 届出対象の建築物の例 (一般地区)



YR7/6



N6



YR8/2



N5

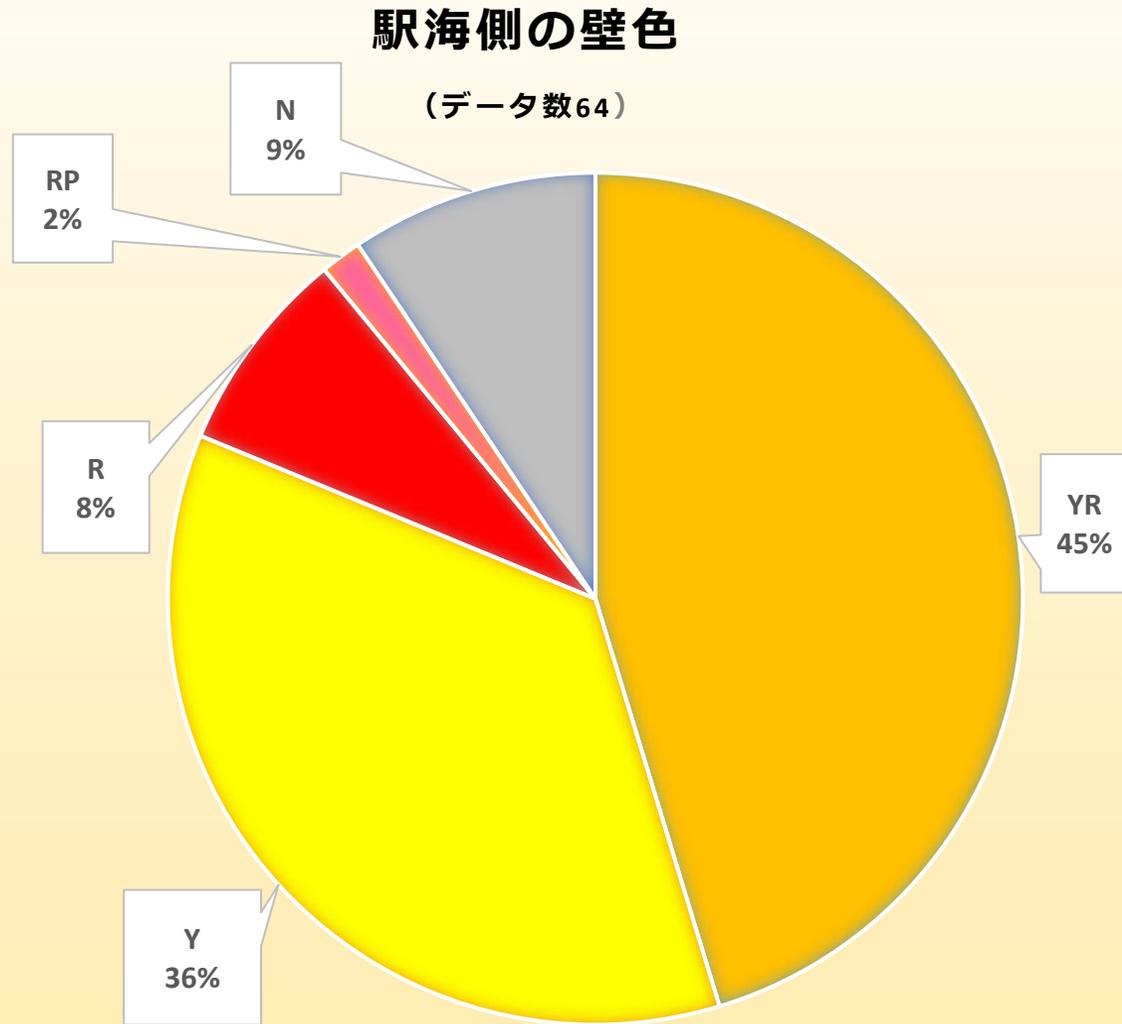
使用可能な最も
暗い色。暗色を
使いたいという
相談多。

(5) 届出件数の推移

(景観形成推進地区：袖ヶ浦駅前海側地区)

	届出総数	建築物	工作物	開発行為	屋外広告物
H 2 9 年度	160	159	0	0	1
H 3 0 年度	143	141	0	0	2
R 元 年度	133	132	0	0	1
R 2 年度	62	60	0	0	2
R 3 年度	55	55	0	0	0
R 4 年度	39	36	0	0	3
R 5 年度	20	18	0	0	2
R 6 年度	23	22	0	0	1

(6) 袖ヶ浦駅海側地区の建築物の外壁の色彩について①



色相別使用数

黄赤 YR 29

黄 Y 23

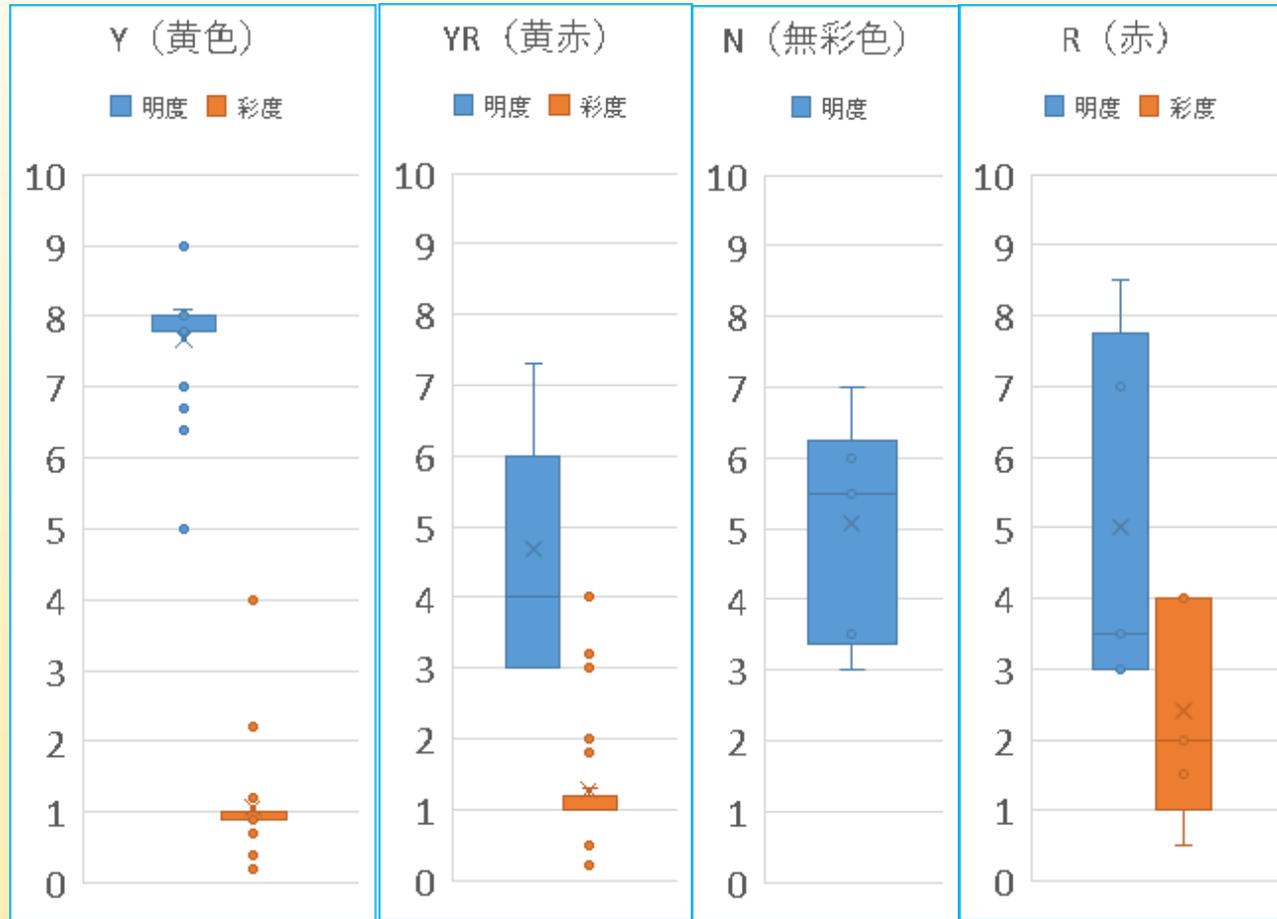
赤 R 5

赤紫 RP 1

無彩色 N 6

(7) 袖ヶ浦駅海側地区の建築物の外壁の色彩について②

- 色相別に明度・彩度の使用割合を表した図（箱髭図）



【Y】 ほぼY8/1。

明るいベージュを基調色として
使用。

【YR】 明度3～4の使用率が50%。

彩度は低い。

【N】 明度3～5.5の使用率が50%。

【R】 明度、彩度共に広がりがある。

Yを除き、一般地区で使用不可であった明度5未満の使用率は高い。

(8) 届出対象の建築物の例 (袖ヶ浦海側地区)

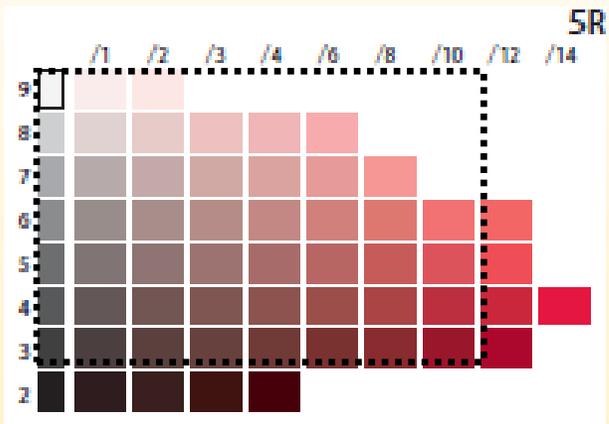


(9) 袖ヶ浦駅前海側地区の屋外広告物

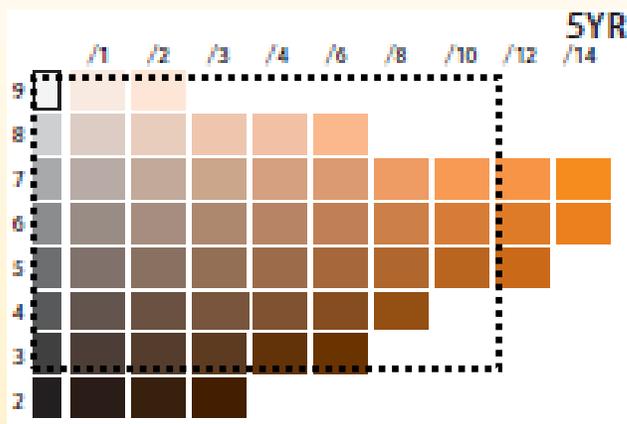
一般地区

11

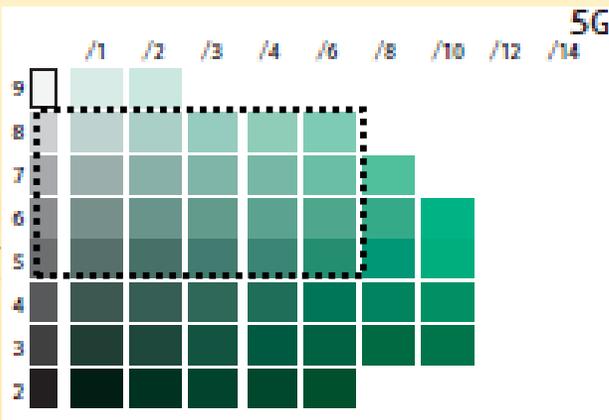
彩度



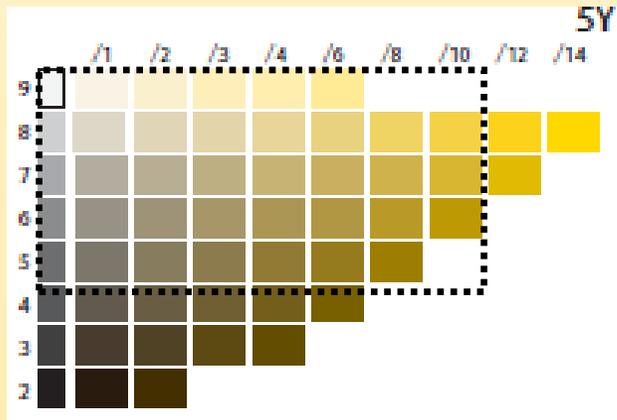
彩度



彩度



彩度



袖ヶ浦駅前海側地区



(10) 袖ヶ浦駅前海側地区の屋外広告物②



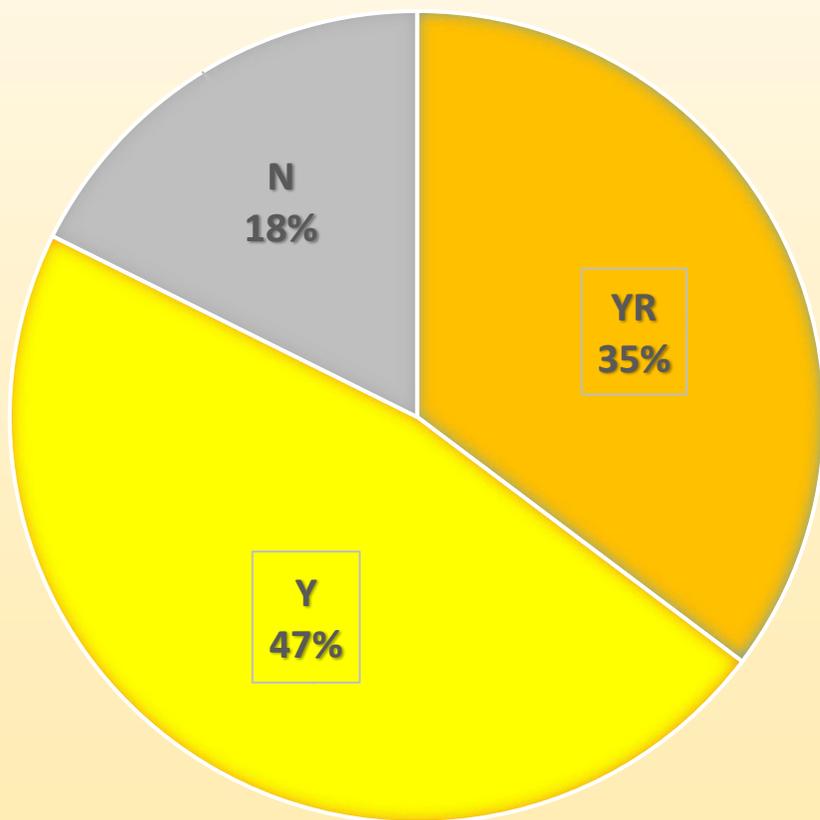
(11) 届出件数の推移 (袖ヶ浦ブライトテラス地区)

	届出総数	建築物	工作物	開発行為	屋外広告物
R 4 年度	17	17	0	0	0
R 5 年度	8	8	0	0	0
R 6 年度	12	12	0	0	0

(12) 袖ヶ浦ブライトテラス地区の外壁について①

ブライトテラスの壁色

(データ数34)



色別使用数

黄赤 YR 12

黄 Y 16

無彩色 N 6

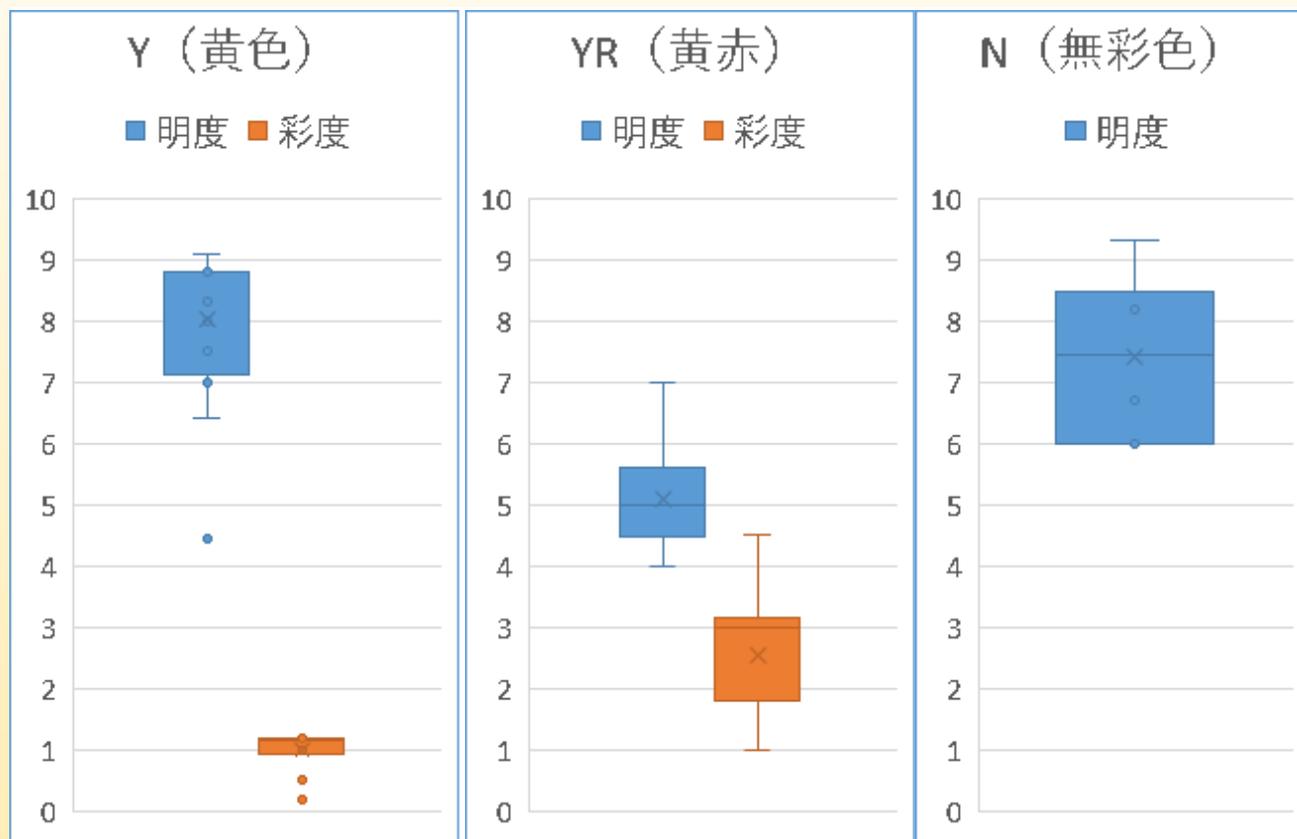
※補助色はカウントしていません。

補助色：袖ヶ浦ブライトテラス地区で玄関回り等に使用できる色彩。

見付面積の3/10以内は明度2までの暗い色も使用可。

(13) 袖ヶ浦ブライトテラス地区の外壁について②

- 色相別に明度・彩度の使用の割合を示した図（箱髭図）



【Y】

高明度。基調色として使用。

【YR】

明度4～5の使用率が50%。

【N】

高明度。

(14) 袖ヶ浦ブライトテラス地区の街並みについて



袖ヶ浦市景観まちづくり推進団体への功労賞の授与について

令和8年1月26日（月）

袖ヶ浦市都市計画課

(1) 景観まちづくり推進団体への登録状況

認定 年月日	団体名	活動内容	会員数	まちづくり賞受賞履歴
H27.4.1	袖ヶ浦市凧保存会	<ul style="list-style-type: none"> ・袖凧と和凧の展示と紹介 ・凧上げ会 ・ミニ凧作り教室・凧作り講座 	21	・ H25 まなび賞
H27.4.1	里山を歩く会	<ul style="list-style-type: none"> ・久保田周辺の里山の散歩を快適・安全に楽しむための環境づくり 	23	<ul style="list-style-type: none"> ・ H22 大賞 ・ H23 奨励賞 ・ H27 まなび賞 ・ R2 優秀賞
H27.4.1	上総自然学校	<ul style="list-style-type: none"> ・遊休農地化した谷津田の再生事業（米の有機栽培） ・里山林の整備・間伐・利用事業 ・生物多様性の保全・調査及び観察会等の実施 ・歴史的残存物の整備・保全及び研究 	10	・ H22 まもり賞
H27.4.1	ガウランド花の会	<ul style="list-style-type: none"> ・ガウランド花壇における、草花の植栽、草取り、草刈り、肥料 	9	・ H24 奨励賞
H29.6.30	蔵波台愛犬クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃作業 ・違反広告物除却活動 	18	・ H30 はぐくみ賞
H30.3.27	特定非営利活動法人袖ヶ浦げんきかーい	<ul style="list-style-type: none"> ・違反広告物の除却活動 ・清掃活動による地域の美化活動 ・長浦駅前の農園、農園前の道路沿いの花植 	3	・ H31 奨励賞
R6.3.14	袖ヶ浦駅前花咲か委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・花壇管理、清掃等区域内の環境の整備 	13	

(2) 袖ヶ浦駅前花咲か委員会の概要

- ①団体の発足 令和5年3月1日
(令和6年3月14日景観まちづくり推進団体に認定)
- ②活動場所 袖ヶ浦駅前北口、南口
- ③活動内容 袖ヶ浦駅前周辺に花を植栽し、地域を明るく彩り市民や袖ヶ浦市を訪れる方に癒しのおもてなしをする。
- ④構成員の人数 13人
- ⑤その他 PWアンバサダー※1として活動



※1植物の国際ブランド「PROVEN WINNERS (PW)」の植物を育て、その過程や楽しさをInstagram、YouTubeなどのSNSガーデニングの輪を広げる活動をする団体

(3) 袖ヶ浦駅前花咲か委員会の活動状況

